

令和3年 八潮市農業委員会6月総会 議事録

- 1 開催日 令和3年6月25日(金)
- 2 開催時間 午後2時00分から
- 3 会場 JAさいかつ八潮八條支店2階大会議室
  
- 4 出席委員 13名  
会長 1番 大塚 一宏  
会長職務代理者 2番 小早川喜一  
委員 3番 大野ヒロ子 9番 飯山 敏行  
4番 渋谷 稔 10番 新井 孝美  
5番 荻野 恭子 12番 鈴木 新一  
6番 齋藤 富子 13番 鈴木 隆  
7番 福岡 達則 14番 田中 幸夫  
8番 小倉 雅樹
  
- 5 欠席委員 2名  
11番 臼倉 正浩 15番 松田 淳一
  
- 6 議事日程  
第1 会長挨拶  
第2 議事録署名人の選任  
第3 書記任命  
第4 議 事  
議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件  
議案第11号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
  
- 7 協議事項  
八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員の推薦について
  
- 8 転用等届出受理報告  
報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件  
報告第 2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第 3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第 4号 農地転用許可後の工事完了届について

9 その他

10 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

### ◎開会の宣告

○事務局長 それでは、ただいまより八潮市農業委員会6月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。本日の出席者数は13名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、15番委員の松田委員と11番委員の臼倉委員から欠席の連絡をいただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日の総会につきましては、この広いJAさんの会議室をお借りすることができまして、久しぶりに全員出席という形で開催することができました。しかし、引き続き会議時間が必要以上に長くないよう配慮していきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

---

### ◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

大変お忙しい中、6月の総会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。

久々にほぼ全員出席ということになりましたが、農業委員会の総会はやはりこうでなくては何かしっくりこないというふうに思います。

さて、65歳以上のワクチン接種が進み、来月には64歳以下の人の接種も始まるということです。ほとんどの県は大分感染者が減っておりますが、東京はじめ千葉、埼玉、神奈川、大阪などはまだ3桁以上の感染者がおり、また新たにインド型変異ウイルスという強いものが出てきたらしくて、日本でももう6人感染者が出たと聞いております。まだまだ十分なワクチンの量が必要だと思っております。

それから、報告ですが、6月の今頃、枝豆大感謝祭が例年この時期にあったんですが、やはりコロナ禍により中止となり、6月19日に先月同様、八潮の直売所において枝豆の販売会を実施したそうです。95組のお客さんが来店してくださって、大盛況ですぐに完売したそうです。

それから、7月の夜市と、10月の市民祭りは中止という決定をしたそうです。

本日も皆さん、慎重審議の上、ご協力よろしくお願ひいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の傍聴者につきましては、出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、お手を挙げていただければと思います。

- ①八潮市農業委員会 6月総会次第 A 4 横
- ②八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員の推薦  
について (資料 - 1)
- ③農地利用最適化推進 1・1・1 運動推進要領の送付等につ  
いて (資料 - 2)
- ④「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施および  
今後の対応について (資料 - 3)
- ⑤「農業者年金制度のご案内」の送付について (+パンフレ  
ット 2部) (資料 - 4)
- ⑥やしお八つのハッピー野菜博覧会 (はぴベジ博) について  
(+リーフレット) (資料 - 5)
- ⑦八潮市産農産物等放射能濃度測定について (資料 - 6)

こちらは先月総会でも口頭で、また、欠席の方には文書でお知らせしたところでございますが、先月の八潮市環境保全型農業推進協議会の総会で、これまで10年近く行ってまいりました農産物の放射能濃度測定を今年度より実施しないということとなったことにつきまして、同協議会から通知文書を頂いております。これまでのご協力につきまして重ねて御礼申し上げます。ありがとうございます。

- ⑧ (四市町農政研究会の) 令和3年度農業予算の概要 (資料 - 7)

こちらは、例年ですと5月頃に各4市町ということで、三郷、吉川、松伏、八潮、それぞれ会長と会長職務代理の方にお集まりいただきまして研究会が開かれております。その中で各市町の農業予算の概要の説明をさせていただきながら、意見交換を行ったり、視察研修などが行われているものでございますが、今年も昨年引き続きコロナウイルスの影響もありまして中止となったため、幹事市の吉川市のほうから各市町の農業予算の資料を取り集めまして提供されたものとなりますので、参考にご覧いただければと思います。

また、例年10月頃に吉川市の〇〇〇で開催されます4市町の合同研修会につきましては、今年は八潮市が幹事となる順番でしたが、昨年、中止となりましたことから、三郷市がその

まま幹事を引き受けるということとなりまして、八潮市は来年の幹事となります。

今のところ幹事の三郷市では、懇親会の開催は困難であります。研修会だけでも広い会場で開催できないものかということで検討されているとのこと。また情報が入り次第お知らせさせていただきたいと思っております。

⑨令和3年度農地利用最適化活動活性化研修会（農業委員・

農地利用最適化推進委員研修会）の開催について（資料 - 8）

⑩「シートベルト&ヘルメットで無事カエル」ステッカー（資料番号なし）

これは春日部農林振興センターでいただいたものですが、皆様のほうに1部ずつあるかと思っております。ぜひトラクターとか農機具のところに貼っていただいて、皆様のほうで注意喚起をしていただければと思います。

⑪東京2020オリンピック聖火リレーに係る交通規制について（資料番号なし）

こちらは、今日新聞にも結構出ていてご覧になった方もいらっしゃるかと思います。聖火リレー、埼玉県におきましては、さいたま市と川口市以外は予定どおり実施するような方向で今進められております。今日の新聞でコースとかお名前等が出ておりましたが、八潮市では〇〇〇様が走られるということでお名前も載っておりました。

そのコースがありまして、これはちょうど朝方8時50分から9時10分頃までということで、ちょうど八条橋を渡るような形で三郷のほうに行きますので、大分朝の通勤ラッシュのときに出ますので、皆様のほうにも市民の皆様にも周知させていただきまして、皆様からもぜひお伝えしていただければと思っております。この時間帯なるべくこの場所を通らないで、周り道をしていただくとか、ぜひお願いできればと思います。市職員も箇所箇所で立ちまして誘導のほうをさせていただく予定でございますが、今現在も看板等もあって周知させていただいていると思っております。ぜひ皆様も近所の方にお話しいただければと思います。

以上で、ステッカーを除きまして10点となりますが、資料の漏れ等はなかったでしょうか。それと、活動記録日誌も皆様のほうにお配りさせていただいていると思っております。

ないようですので、資料の確認は終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして議事に入りたいと思っております。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしく願いいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしく願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、5番、荻野恭子委員、13番、鈴木隆委員にお願いします。

---

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、恩田事務局長にお願いします。

○事務局長 はい、分かりました。

---

◎議案第10号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件になります。

番号1、譲渡人住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、譲受人住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇、地目、田、地積〇平米。権利の内容、所有権の売買になります。申請事由としましては、後でまた詳細はお話ししますが、隣接する農地を取得し、農業経営の充実、拡大を図るということでございます。意見決定の根拠としまして、耕作面積4,130平米、従事者4人、従事日数延べ250日となっております。

場所のほうの説明をいたします。隣の2ページをご覧ください。

八潮市役所の〇側の出口を出まして〇に向かいますと、こちらの〇〇〇支店に突き当たります。こちらを右折しまして、〇〇〇線になりますが、この道なりにずっと北上しまして、〇〇〇の手前、〇〇〇線と交わるTの字の交差点に到達したところで左折して、〇〇方向に向かいます。1つ目の信号を右折しますと〇〇〇に入りまして、この〇〇〇をずっと北上していきますと、〇〇〇を〇〇したところで〇〇〇線と〇〇〇の交差点に当たりますが、この

交差点からさらに北方向に〇〇メートルほど進みますと、西側に〇〇〇がございまして、この〇〇〇の西側、地図に記した箇所となります。

こちらの状況なんですけれども、申請地〇〇-〇という三角の小さい土地がありまして、この下にちょっと点線2本あると思うんですけれども、こちらが〇〇〇の〇〇〇が築造される部分となります。このラインはおおよその線で、正確なラインではないということをちょっとご認識いただきたいと思います。私が大体こんな感じだろうと引いた線です。この〇〇-〇の下、今度〇〇になるところ、これが今までは〇〇〇さんの土地だったんですけれども、ここが〇〇〇の整備とともに〇〇になってしまって、残った土地が〇平米ほどのこのような使い勝手の悪い土地になってしまうということで、この土地の北側、また点線で囲ってあるところありますが、こちらが〇〇さんが現在所有している土地となります。

こちらの〇〇さんが一体的に使っていくのが状況としても望ましいのかなと思えるところで、こちら農地法の3条の許可要件の面積要件、八潮だと3,000平米以上というのがあります。〇〇さんはこの基準を満たしているところなんですけれども、農地法の施行規則第2条第3項第3号の規定に、この面積要件が課されない場合の条件がありまして、どういう条件かといいますと、その位置、面積、形状等から見てこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につきまして、その隣接する農地を現に耕作の事業に供している者が権利を取得する場合、こういった場合は面積要件を課されないという規定があるんですけれども、こちらの適用にもあたるような状況というところなんです。

1枚めくっていただいて、3ページのほうが現況の写真で、このラインも大体この辺だろうという感じで引いたもので、境界とぴたりと同じという線じゃないんですけれども、太い線が今回の売買の対象となる土地、少し細い点線2本が、こんな感じで通りますというところでございます。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

次に、同議案につきまして、地区担当の10番、新井孝美委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○10番（新井孝美委員） 10番、新井でございます。

21日に現地調査に行つてまいりました。ふだんから通る場所ではございます。

案件の場所、〇〇-〇は耕作はなされておらず、年に2回、3回程度草刈りをしている状態でございます。この隣接する北側の田んぼは、葦のほうが高く、三メートルと高く、中に入っていく状態なので、管理という形を取っているそうでございます。

なお、こちらの東側は〇〇〇の水田でございまして、その北側につきましてはきちんと作付されています。

以上でございます。

○議長 はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局と10番、新井孝美委員より農地法第3条の規定による許可申請許可の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がありましたら、自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

○事務局 すみません、補足なんですけれども、今話に出ました今回隣接している北側の、今作付していなくて管理している状況となっているところなんですけれども、今度この土地を取得した後は、この点線で囲まれた四角の大きいほう、〇〇-〇、〇〇-〇、〇〇-〇、こちらは今、作業委託できちんと耕作してもらっているところなんですけれども、この許可が下りた後は、今管理をしているだけの状態の部分も含めて、そこも作業委託で耕作してもらうということで、その契約書の案が提出されております。

以上です。

○議長 何かございますか。

私もこの場所はよく知っておりまして、この〇〇-〇の右側、東側は私が作っているんですが、〇〇さんというのは、委託で、自分ではこの〇〇だけ管理で草刈りに来ているだけで作っていないというところが、でもこの申請地の面積の小ささと隣接という状況からすると、買ってもらわないとしようがないのかなという感じだと思います。

できれば〇〇の上、だから北側のこの委託する人に頼んで、別の方なんですけど、分かっているんですが、ちょっと通告というか話しかけてみたらどうですか。

〇〇-〇だけ作るのって結構大変だよね。南側は〇〇〇もあるし、工事が始まったらそこは入れないだろうし、北側から入る形になるだろうから1クッションあればいいかもしれない。この申請地の売却はしようがないと思います。

よろしいですか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 それでは、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

○議長 次に、議案第11号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件につきまして、私が担当の地区でございますので、議事の進行につきましては小早川会長職務代理にお願いいたします。

委員の皆様、よろしく申し上げます。

○副議長 それでは、本議案につきましては、会長に代わりまして、暫時私が進行を務めさせていただきます。

議案第11号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の4ページをご覧ください。

議案第11号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件についてになります。

番号1、相続人住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、特例農地等の所在地番、〇〇字〇〇〇-〇、申告時現況地目、田、面積〇〇平米、現在地目、面積、申告地と同様でございます。市街化調整区域になります。こちらどういうものかといいますと、〇〇〇さんが〇〇〇年〇月〇日に適用を受けた納税猶予がもうすぐ20年を迎えまして、こちら〇〇さんが受けたときは20年で納税猶予の期限が確定する、そういった納税猶予でございます。ちなみに、今はこの20年で免除が確定する納税猶予の制度というのはございまして、平成21年より市街化調整区域におきましても納税猶予の適用を受けた際は終身になります。この高橋さんの場合はまだ20年間の期限つきですので、これがもうすぐ20年を迎えるので、税務署のほうから現地どうなっているか調査をお願いしますという依頼が来まして、それに対して答えるものということになります。場所のほうの説明をいたします。1枚めくっていただいて、5ページをご覧ください。

先ほどの3条の申請箇所からちょうど南側に約300メートルほど南下したところになるんですけども、〇〇〇の西側のこの地図に記した場所となります。右側が現況写真でありまして、ちょっと白黒でよく分からないんですけども、多少草は生えているんですけども、この近所の方に聞いた話では、昨年のうちから、ここ〇〇〇ができるところなんですけれども、施行者の〇〇〇のほうから、今年はまだ営農はできませんよとされているそうなので、例年なら水田となっているところが、今年はまだできないということで手をつけていないので、多少草が伸びているかなという状況になっております。事務局からは以上です。

○副議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきましては、担当、1番、大塚一宏委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いをいたします。

○1番（大塚一宏委員） 6月19日に、現地調査に行きまして、この写真のとおりなんですけど、普通ならまだ去年の株が見えるはずなんですけど、去年の稲刈りのときに草が結構多かったの

で、稲だけ刈ったらその草が残って、この状態だと思います。ただし、昨年まできっちり20年間、作付はしておりました。なので、特に問題はないと思います。

以上です。

○副議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と1番、大塚一宏委員より相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件につきましてご説明がありました。何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

—— 委員より意見なし ——

○副議長 ありませんか。よろしいですか。

ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○副議長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

ここで、議案第11号の審議が終わりましたので、議事の進行を会長に代わりたいと思います。

皆様のご協力、ありがとうございました。

○議長 小早川代理、ありがとうございました。

---

### ◎協議事項

○議長 それでは、次第6、協議事項にまいります。

資料1の八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員の推薦につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料1をご覧ください。

八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員の推薦について（依頼）ということで、企画財政部より依頼のほうに来ておりますので、読んでまいります。

本市では、平成27年度から令和3年度までの7年間を計画期間とする「八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、取組を推進しているところでございますということで、これまで大野委員に委員になっていただいている審議会の委員の件になってまいります。

1枚めくっていただきまして、1、目的、八潮市附属機関設置条例における八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の規定に基づき、市が諮問する八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略についての調査審議を行うということです。

任期のほうが、今回は委嘱の日から2年ということで、令和3年7月から2年間を予定しております。

3、内容としましては、開催時期が、まずは令和3年7月を始まりとして、年2回程度を予定しています。開催時間としては、原則として平日の午後に開催。会議時間は2時間程度を想定。開催場所につきましては市役所の会議室を予定しております。

続きまして、次のページのほうに行きますと、(組織)第2条のところに、委員は10人以内をもって組織するというので、その用紙の裏面を見ていただきますと名簿等がございまして、こういった方々での構成ということになっております。

つきましては、本日1名を委員の推薦のほうをこの場で決めていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長 ちなみに、前委員の大野委員、こういった協議の内容というか、何かこういったことがあったとか、言える範囲で。

○3番(大野ヒロ子委員) 特に大変なことというのはなくて、ここに書いてあるように、八潮市の総合戦略全ての計画といいますか、そういう総合的な戦略の計画の審議、計画を立てて、それを実行したかどうかということを検証しているわけなんですけれども、それをまたさらに審議するという感じで、年2回くらいですか。このところはコロナで書面で審議が行われましたけれども、そういう感じで、特に自分が感じたことを、その審議の結果を意見を出して、その意見について返事をもらうというようなことです。

あまりにも幅広いので、特に混乱をしている状態です。その中でも、自分で特に気がついたことといいますか、気になるところを特に自分で決めて、私は質問したりするようにしています。あまりにも多くて、なかなかこの時間でどうのこうのということを言えるような状態ではありませんので、という状態です。すみません、参考にならなかったかもしれません。

○議長 そういった内容の協議会だそうですが、どなたかなってみたいという方、委員さんいらっしゃいませんか。

もしもないようでしたら、大野委員、継続してやっていただけませんかでしょうか。

○3番(大野ヒロ子委員) 私、結構長くやってあれなので、ぜひ誰かやっていただければ結構だと思います。もしどなたもいらっしゃらないようでしたらいたしますけれども、もう一回だけ。

○議長 それでは、もう一回だけということなので、どなたかやったださる方いらっしゃいませんか。

いないようなので、大野委員、申し訳ありませんが申し上げます。

○3番(大野ヒロ子委員) 分かりました。よろしく申し上げます。

○議長 では、申し上げます。

---

### ◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第7、転用等届出受理報告についてでございます。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件について4件、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について2件、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について8件、報告第4号 農地転用許可後の工事完了届について2件ございますが、今月も会議時間短縮のため読み上げはなしにしますので、ご了承ください。

今から数分、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がありましたらお願いいたします。7ページから12ページになります。

—— 資料確認 ——

○議長 それでは、転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ありませんか。

またもしありましたら最後のときに質問していただきたいと思います。

---

### ◎その他

○議長 次に、次第8、その他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が3件、報告事項が2件ございます。

初めに、依頼事項、農地利用最適化推進1・1・1運動について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料2のほうをご覧ください。

こちらは、例年やっております農地利用最適化推進1・1・1運動について、今年度もよろしくお願ひしますという内容になるんですけども、1枚めくっていただいて、3ページに、まず趣旨のほうを再確認いただきたいと思いますので、ちょっと読み上げます。

本運動については、農業委員会において平成28年4月より必須業務となった「農地利用最適化推進活動」をより効果的に実施し、農業委員や農地利用最適化推進委員、農業委員会の活動実績について、県内で集約し、共有化を進め、お互いが活用することで、より効果的な

活動展開ができるようにするとともに、農地利用の最適化がより強化されるように推進するものです。こちらの趣旨となりますので、この辺はご認識いただきたいと思います。

活動展開内容としては、その下の四角の中にありますけれども、どういうものかといいますと、農業委員一人一人が1年間で農地利用の最適化に向けた1事例の取組を行うように活動を展開しましょうと、そういったものになります。

こちら改訂5版ということで、少し何点か変わっているんですけども、まとめると下のほうに、農業委員会は活動状況を毎月報告するように、などとされております。

それで、後ろのほうにいきますと、7ページ、8ページは、4月に事務局のほうで作成して県のほうに提出するものなんですけれども、農業委員会の取組として1点、あともう一点は、委員の中からこれはいいという取組を一つ選んで報告することになっています。

9ページが皆さんに提出いただきます運動報告書の記入例になります。こちらはちょっと理想的な例で、なかなかこうなっていくことはないと思うんですけども、その後ろのほうに、去年提出されました県内、この辺と状況に近い北足立郡とか南埼玉郡の例を載せたものをつけておきましたので、こちらを読んでいただくと、ほかの市町村の皆さんがどういう感じで報告書を上げているのかなというのがイメージできるかと思いますので、この辺、目を通していただきまして、この1・1・1運動の報告書のほうを提出していただきたいと思います。取組が全て結果に結びつかなくてもこれは構わないものなので、もちろん最適化に向けてこういう動きをしました、していますという途中経過のような、そういったものでも構わないので、例えば今やっていることについて途中経過で中間で報告書を上げて、年末にその結果がどうなったか、まだ継続しているのか、何か方向性が決まったのか、そういうことも報告していただいてもよろしいかと思います。お忙しいところお手数かけることとなりますが、農業委員会委員の業務でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 それでは、ただいまの説明に何かご質問がございましたらお願いします。

—— 委員より意見なし ——

○議長 よろしいですか。

それでは、皆さん、1・1・1運動と報告書の提出につきまして、よろしく願いします。

次に、依頼事項2件目、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料3をご覧くださいと思います。

こちらは写しということで、以前にも研修の中で、総会の中でお話しさせていただいた資料を再度使わせていただいております。こちら令和元年12月17日に一般社団法人埼玉県農業会議のほうから各市町村農業委員会会長にいただいた通知でございます。

こちら農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施及び今後の対応ということでの通知でございますが、こちら令和元年度については、12月または1月の農業委員会の総会でぜひこの申合せ決議をやってくださいという通知だったんですが、総会の場で注意喚起を実施しまして、内容については必ず総会の議事録に残すようにということとなりまして、その下に4番でその他というところで、年に一度以上、同様の取組をお願いしますという言葉がございます。

これを受けまして、毎年農業委員会といたしましてはお互いに注意喚起を行っているものですが、次のページをご覧ください。前に、この始まった発端というのが、令和元年10月17日のときに、これは新聞等にも当時出たんですが、〇〇県の〇〇町の農業委員会の会長が農地転用のための虚偽の申請を行ったということで、農地法違反の疑いで逮捕されたという事例がございます。また、さらに同じ月に、今度は10月23日には、〇〇県の〇〇市で農業委員会の会長が農地転用の現金を受け取り、収賄等の疑いで逮捕されたというような事件が起きて、立て続けに起きたということもありまして、このような、ご覧の通知が埼玉県、また全国の農業委員会のほうに発出されたという事例でございます。

次のページをお開きください。

こちらはそのときに八潮市農業委員会における農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議文でございます。こちらにつきましては、毎年でございますが、できれば決議文を委員の方にお読みいただければと思いますが、どなたかお願いできる方いらっしゃいますでしょうか。

ありがとうございます。そうしましたら、会長職務代理の小早川委員、よろしくお願いたします。

○会長代理（小早川喜一委員） それでは、読み上げさせていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施する

こと。

令和3年6月25日、八潮市農業委員会。

以上でございます。

○事務局 小早川委員、大変ありがとうございました。

次のページをご覧くださいと思います。

こちらにつきましても、これは令和元年度全国農業委員会会長代表者集会においてですが、決議ということで、こちらのほうは私のほうから読み上げさせていただきます。

農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議

こちら令和元年度の10月ということで見えていただければと思います。

本年10月、2市町において、農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕された。農業委員会の農地法違反等に関する不祥事は、本件を含め過去1年間で4件となり、この間、農林水産省より2回の綱紀粛正の通知が発出された。

一連の不祥事は、農業委員会及び農地制度に対する国民の信頼を大きく傷つけるものであり、その影響の大きさは計り知れない。

我々農業委員会組織は、農業者の公的な代表機関として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。全ての農業委員、農地利用最適化推進委員は、このことを改めて自覚して農業委員会業務にあたらなければならない。同時に、組織一丸となって再発防止に取り組み、国民の信頼回復に努めなければならない。

よって、我々は、下記事項について組織一丸で取り組むことをここに申し合わせ、決議する。

ということで、下記1、2につきましては、先ほど小早川委員に読んでいただいたものと重複しますので、割愛させていただきます。

この研修の成果と思いますが、この後、農業委員会の不祥事という話はあまり聞いたことがございません。ということで、今後もこの取組につきましては続けてまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上で資料3についての説明を終わりとします。ありがとうございました。

○議長 それでは、次に、報告事項1件目、「農業者年金制度のご案内」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料4をご覧ください。

「農業者年金制度のご案内」の送付についてということで、埼玉県農業会議のほうから「農業者年金制度のご案内」のパンフレットのほうが委員さん宛てに2部ずつ配付がありました。1部は委員さん用として、1部は加入にご興味のある方など戸別訪問する際など活用していただければと思いますので、2部ずつ配付しております。

ご案内のパンフレットのほうを確認していただければと、今まで何度かお配りしている資料と同じ説明が載っております。

農業者年金制度というのは、国民年金の上乗せ部分として将来もらえる年金額を増やすことを目的に、今から積立てのような形で掛けていただくと年金になっております。積立て方式で年金ですので、終身年金としてもらうことができる年金になっているというメリットがあります。

もうひとつのメリットは、保険料が月々2万円から6万7,000円までの間で自由にいつでも掛け金の設定ができるというメリットもあります。

また、支払った保険料は全額社会保険料控除の適用を受けられるということで、節税効果も高い制度になっていますので、皆様、ご一読いただければと思います。

さらに、今回このパンフレットとは別にお配りした令和2年度の農業者年金の運用状況についてということで、令和2年度の運用実績のチラシが農業会議から届きました。

以前にお配りした資料の運用実績ですと、マイナスが最終の運用実績であったんですが、令和2年の運用実績10.82%と書いた数字のほうをご覧くださいませでしょうか。コロナ禍で社会経済情勢が今までにない状況ではあるんですけども、皆さんもご承知のとおり、株式の取引が活発な状況をうけまして、年金の運用実績のほうもプラスの2桁、10%を超える運用実績が令和2年度については出ているそうです。

このように、その運用収入が原資になっていくという年金制度になっていまして、変動はありますけれども、今のところプラスの運用になっているという報告になっております。

皆様の周りで加入についてご興味のある方がいらっしゃいましたら、事務局ですとか農業会議の職員がご説明にお伺いしますので、お声をかけていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関して何かご質問がありましたらお願いします。

農業者年金の勧誘は、できればですけども、1年に1人、入ってもらえればと思います。

若い人のほうがいいらしいですから、今年度、〇〇〇さんの息子さんが青耕会に入ったそうで、あと〇〇さんのうちの息子さんは入っていないのですか。

○4番（渋谷 稔委員） うちで仕事はしている。

○議長 その2人をちょっと誘ってもらえないかなと思います。〇〇〇担当は誰でしたっけ。

ちょっと声をかけてもらって、もし興味があったらすぐ事務局に電話して、県のほうから呼んでもらって、断られたら断られたでしようがないんですけども、〇〇〇担当、鈴木委員、すみませんけれども、〇〇さんに、ちょっと声だけでもかけてください。

○議長 断られたら断られたでいいそうなので、取りあえずその辺から。

それでは、次に、報告事項2件目、やしお八つのハッピー野菜博覧会（はびベジ博）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料5と、はびベジ博のリーフレットの両方を用意してご覧ください。

こちらは、八潮の八つの野菜、これらをはびベジと言っているんですけども、毎年やっているはびベジ博のご紹介となります。

八潮の八つの野菜を使った飲食店、農家さんと飲食店共々応援する意味でやっているスタンプラリーなんですけれども、去年はコロナ禍で中止になったんですけども、今年は八潮市制施行50周年記念事業として実施するというので、そちらの紹介となります。

6月18日から始まっておりまして、9月17日までとなっております。

今回はリーフレットのほうに、23の店舗のはびベジのメニューが載っておりますけれども、これからまだ増える予定もあるそうです。各店舗のメニューが載っておりますけれども、このメニューから、1品500円以上のものにつきましてはさらに200円の割引がされるそうです。こちらコロナ関係の地方創生臨時交付金というのを活用しまして、各店舗先着1,000食分らしいので、後半に行くとならない可能性もありますので、できるだけ早期に利用されたほうが200円割引となってお得ということになっております。

こちら、このパンフレットの端っこのほうに切り取り線となっております。その右側、そのまま応募はがきになっているんですけども、こちらのはびベジに参加している店舗でお食事等をしていただきましたら、また〇〇委員が頑張っていच्छやる〇〇〇も5番として載っておりますが、そちらのほうで購入していただきますと、そこでスタンプを押してもらえることになっております。このスタンプを3つ押してもらった状態で、はがきを応募しますと、パンフレット裏側の右のほうに、抽せんでもらえる商品の例が11点ほど載っております。この1番の〇〇〇キャリングトートバッグはかなり高価なものだそうです。

毎月1回抽せんをするそうなので、最初の抽せんは7月、その後8月、9月と抽せん会をやっていくということです。

こちら八潮の野菜を応援する意味もございますので、皆さん、ぜひ利用していただくとともに、お知り合いにもPRしていただければと思います。こちらのパンフレットは参加の各店舗に置いてあるそうですので、よろしく願いいたします。

以上となります。よろしくをお願いします。

○議長 先ほど鈴木委員と福岡委員に農業者年金の勧誘のあれ頼みましたが、これを1・1・1運動の報告に書けるので、それを書いてもらっても結構です。

○事務局 補足なんですけれども、農業会議の職員の方も、入る入らないは別として、制度を知らない人がいないよう、制度を知らせるのを第一としますので、話だけ聞いてみたいとかその程度でも農業会議の職員の方は来てくれますので、その際はお声かけよろしく願い

たします。

○議長 次に、依頼事項3件目、農地利用最適化活動活性化研修会について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料8をご覧ください。

こちらは毎年8月に羽生のほうで行われておりました農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会のお知らせとなります。

昨年はコロナ禍で中止になったんですけども、今年は開催するというので、期日が9月17日の午後1時半から3時45分。

開催方法なんですけれども、2の場所のほうに方法が2つ書いてありますけれども、まず方法1としましてオンライン研修です。農業会議のほうから研修会の模様を配信していただきまして、それを受信してプロジェクターなどで受講するという形。こちらの形でも対応できるように、市役所の第2会議室を確保できましたので、こちらのオンラインによる開催は可能です。

方法2としまして、これは普通に会場まで行って受講する方法。会場が県内4か所ほど用意されているんですけども、この辺だと4番の加須市辺りが無理のないところかなと思うんですけども、こちらの方法を取った場合、事務局で送迎させていただきますが、車の大きさと、ちょっと密を避ける状況を考慮しますと4人ぐらいかなと思います。

方法1のオンライン研修の場合は、第2会議室の広さと、なるべく空間、離隔を取ってということ考えると、こちらは半数の8人程度の参加がよろしいのかなと思っているところです。

裏面に行きまして、講演の内容なんですけれども、まず、全国農業会議所の稲垣事務局長から「農業委員・農地利用最適化推進委員に求められる役割について」、仮題なんですけれども、2番目に情報提供としまして以下の3点が用意されております。3番目に事例報告としまして、東松山市と坂戸市の事例が用意されています。

こういった内容なんですけれども、こちらの研修につきまして、方法1のオンライン研修、もしくは方法2の直接会場に向いて参加する研修、どちらかの形で参加いただきたいと思うんですけども、こういった形で参加するか、恐れ入りますが、その点をお決めいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 方法1と方法2、どちらにしますか。

加須まで行くことは必要はないね、役所でできるんだったら。人数的には8人となりますけれども。

それでは、オンラインのほうで8名参加していただくことでよろしいですか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 取りあえず8名なんですが、参加できる方、いますか。

今回参加できなかった人は、また後で埼玉葛地方協議会の研修が11月の終わりか12月の頭ぐらいにあるんですが、そちらに参加してもらうことになるんですが、8名を選ぼうかと思えます。ただし、私と代理は参加いたします。

—— 参加者について調整 ——

それでは、確認します。

参加者は、私と小早川代理、それから鈴木新一委員、白倉正浩委員、あと大野委員、荻野委員、福岡委員、飯山委員の8名になりますので、よろしくをお願いします。

それでは、最後になりますが、次回の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、今回は令和3年7月26日になります。25日は日曜日です、25日の前後ということで、祝日もありますので、7月26日月曜日、場所につきましては市役所2階の第2会議室のほうでの開催となります。出席人数につきましては、この先の状況を見まして、また改めてご案内させていただきます。第2会議室ですので、また人数を減らすということだと、半数の場合は奇数委員をお願いする予定です。またこの辺につきましては開催通知でご案内させていただきますので、よろしくをお願いします。

では、7月26日、よろしくをお願いします。

○議長 ただいま事務局より7月の農業委員会総会の案内がございました。

それでは、最後になりますが、皆様から全体を通して何かございましたらお願いいたします。

—— 委員より意見なし ——

○議長 特にならなければ、これで議長の席を下ろさせていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。

○事務局長 大塚会長、議事進行大変お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましては、慎重審議をいただきまして誠にありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○事務局長 それでは、閉会の言葉を小早川会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様にはご多用の中を八潮市農業委員会6月総会にご出席をいただきまして、慎重審議をしていただきありがとうございました。

令和3年も間もなく折り返し点になります。6月晦日には神事でございますけれども、夏越の祓といいまして、茅の輪をくぐってその年の前半の汚れを流し、無病息災を祈るという

行事がございます。これから猛暑に向かう折でございます。委員の皆様にはご自愛をいただければ幸いです。

以上をもちまして、6月総会を終了いたします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、これにて散会いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時 30分